

公益社団法人日本口腔インプラント学会
「口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針」細則

（趣 旨）

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）は、本学会会員等の利益相反状態（以下「COI状態」という。）を適正にマネージメントするため、「口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針（以下「COI指針」という。）」の細則を次のとおり定める。

（学術集会等における発表者の COI自己申告と開示）

- 第2条 本学会の会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する学術大会、講習会等において口腔インプラント学研究に関する発表を行う場合、発表者は全員、COI指針ならびに本細則第5条の基準に従い、当該研究及び発表に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下「企業・組織や団体」という。）との経済的な関係について、発表内容に關係する企業・組織や団体と COI状態が発生していた期間を含めて、抄録登録（演題申込）時に様式1により自己申告しなければならない。
- 2 筆頭発表者は、発表者全員の COI状態を取りまとめて自己申告書に記載し、記載内容について責任を負うことが求められる。また、筆頭発表者は、該当するCOI状態について、口演発表の場合は最初か2番目のスライドに、ポスター発表の場合はポスター内部の最下段に、様式2により開示するものとする。但し、ポスター内部に記載しない場合はポスターの下部にA4サイズの様式2を貼付する。
 - 3 COI 自己申告に関わる口腔インプラント学研究とは、COI指針序文に定義される産学連携による研究であって、研究の実施においては厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」等、国の定める各種研究指針を遵守するものとする。

（学会誌への論文投稿者の COI自己申告と開示）

- 第3条 本学会の会員、非会員を問わず、日本口腔インプラント学会誌において口腔インプラント学研究の成果を発表する場合、著者は全員、COI指針ならびに本細則第5条の基準に従い、当該研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係について、論文投稿時に様式3により自己申告しなければならない。
- 2 筆頭著者は、著者全員の当該研究に関わるCOI状態を取りまとめて自己申告書に記載し、その内容について責任を負うことが求められる。また、該当するCOI状態については、論文末尾の引用文献の前に記載し、開示するものとする。なお、投稿論文に関わるCOI状態がない場合も、「本論文に関して、開示すべき利益相反状態は無い。」等と記載する。

(役員、委員長、委員等のCOI自己申告)

第4条 本学会の役員（理事長、専務理事、常務理事、理事、監事）、学術大会大会長、支部学術大会大会長、すべての委員会の委員、本学会事務職員のうちCOI状態が生じる可能性のある者は、就任時、COI自己申告書を本学会倫理・利益相反委員会（以下「COI委員会」という。）へ提出しなければならない。なお、申告すべきCOI状態は、本学会が行う事業活動に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

- 2 前項の役員等は、COI指針ならびに本細則第5条の基準に従い、就任時から遡って過去1年間におけるCOI状態を様式4により自己申告しなければならない。なお、自己申告書にはその申告対象期間を明記し、在任中に新たなCOI状態が発生した場合には、発生後2か月以内にCOI自己申告書をCOI委員会へ提出するものとする。

(研究倫理審査申請者のCOI自己申告)

第5条 本学会の会員が、研究倫理審査申請を行う場合、申請者は、COI指針ならびに本細則第5条の基準に従い、当該研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係について、倫理審査申請時に様式5により自己申告しなければならない。

- 2 申請者は、研究者全員の当該研究に関わるCOI状態を取りまとめて自己申告書に記載し、その内容について責任を負うことが求められる。また、該当するCOI状態については、研究倫理審査申請書において、開示するものとする。

(COI自己申告の基準)

第6条 口腔インプラント研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係において、COI自己申告が必要となる金額等の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 企業・組織や団体の役員、顧問職等については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を保有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表等）のために申告者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）については、1つの企業・組織や団体からの総額が年間50万円以上とする。
- (5) 企業・組織や団体が刊行物、パンフレット等の執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの総額が年間50万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する口腔インプラント学研究（受託研究費、共同研究費、臨床試験等）に対する研究費については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人もしくは申告者が所属する部局（講座あるいは研究室等）に支払われた総額が年間200万円以上とする。

- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人もしくは申告者が所属する部局（講座あるいは研究室等）の代表者に支払われた総額が年間200万円以上とする。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者が所属あるいは兼任している場合。
- (9) その他、1つの企業・組織や団体から受けた、研究とは直接無関係な旅行、贈答品等の提供については年間5万円以上とする。

2 前項第6号、第7号については、申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室に対し、該当する口腔インプラント学研究とその成果発表等に関連して、企業・組織や団体等から研究費、奨学寄附金等の提供があった場合に申告するものとする。

(COI自己申告書の取り扱い)

第7条 学会発表の抄録登録（演題申込）時あるいは本学会誌への論文投稿時、また研究倫理審査申請時に提出されるCOI自己申告書は、提出日から5年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

- 2 本学会の役員、各種常置委員会の委員長及び特定の委員会の委員等が就任時に提出するCOI自己申告書は、各々の任期終了日から5年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。学術大会大会長あるいは支部学術大会大会長が提出したCOI自己申告書については、各々学術大会の終了日から5年間、同様の扱いとする。
- 3 5年間の保管期間を経過したCOI自己申告書については、理事長の監督下に速やかに削除・廃棄する。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者のCOI自己申告書の削除・廃棄を保留できるものとする。
- 4 本学会理事長もしくはCOI委員長は、申告者のCOI状態の有無・程度を判断し、COIマネジメントならびに措置等を講ずる場合、当該申告者のCOI自己申告書を随時利用できるものとする。但し、利用目的に必要な限度を超えてはならず、開示が必要とされる者以外に対しては、開示してはならない。
- 5 COI自己申告書は、前項の場合を除き、原則として非公開とする。但し、申告者に重大かつ深刻なCOI状態が認められ、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たす必要があると判断される場合、理事長は、COI委員会の助言のもとに理事会の協議を経て、必要な範囲でCOI自己申告書の記載内容を開示もしくは公表することができる。なお、この措置に際して、開示もしくは公表の対象となるCOI自己申告書の当事者は、理事長もしくはCOI委員会に対して意見を述べることができる。
- 6 特定の会員を指名してCOI自己申告書の開示請求があった場合、理事長は当該請求の妥当性について審査し、正当な理由があると判断される時にCOI委員会にその対応を諮問する。COI委員会は、諮問後30日以内に委員会を開催し、本指針及び個人情報の保護に基づき開示請求への対応を答申するものとする。
- 7 前1項ないし6項におけるCOI自己申告書は、デジタル化したもので代替することができる。

(COI マネージメントとCOI指針違反者に対する措置)

第 8 条 COI 委員会は、本学会誌への論文投稿者ならびに本学会学術大会等の発表予定者から提出されたCOI自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると判断した場合、十分な調査を行った上で、助言・指導等により適切に対応する。また、既に発表された後に当該申告書について重大な問題が発生した場合、理事長はCOI委員会に事実関係の調査とその対応等を諮問する。

- 2 前項の自己申告提出者に深刻なCOI状態があり、その説明責任を果たせない場合、もしくはCOI指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、COI指針VIIIに従い、理事会はCOI委員会の答申に基づき審議を経て、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 COI 委員会は、本学会の役員、各種常置委員会委員長及び特定の委員会の委員等から提出されたCOI自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると判断した場合、事実関係を十分に調査した上で、助言・指導等により適切に対応し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 4 理事会は、COI委員会の報告に基づき当該申告者のCOI状態に関わる問題を審議し、当該申告者に深刻なCOI状態があり、その説明責任を果たせない場合、役員、委員長及び委員に対する委嘱を撤回することができる。また、COI指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、COI指針VIIIに従い、COI委員会の答申に基づき理事会の審議を経て、適切な措置を講ずるものとする。なお、委嘱の撤回が確定した役員、委員長及び委員に関する COI状態の書類等は、委嘱の撤回日から 5 年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

(不服申し立て及び審査手続き)

第 9 条 前条ならびに COI指針に基づき、本学会事業での発表に対して違反措置の決定通知を受けた者、ならびに役員、委員長及び委員の委嘱の撤回措置を受けた者は、当該措置に不服があるとき、理事会の審議結果の通知を受けた日から14日以内に、理事長宛てに「不服申し立て審査請求書（以下「審査請求書」という。）」を提出し、再審査を請求することができる。

- 2 不服申し立て者は、審査請求書に当該措置の事由に対する反論・反対意見を具体的かつ簡潔に記載するものとし、COI委員会に提示した情報に加えて、不服申し立ての根拠となる関連情報文書等を添付することができる。

理事長は、不服申し立ての審査が必要と判断した場合は、不服申し立て審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しなければならない。審査委員会の組織・業務等は以下のとおりとする。

- (1) 審査委員会は、理事長が指名する委員長及び本学会会員若干名及び外部委員1名以上により組織する。なお、COI委員会委員は、審査委員会委員を兼ねることはできない。
- (2) 審査委員会は、審査請求書の受領後30日以内に委員会を開催し、その審査を行う。
- (3) 審査委員会は、当該申し立てに関わるCOI委員会委員長あるいは不服申立者から必要に応じ

て意見を聴取することができる。

- (4) 審査委員会は、当該申し立てに関する最初の委員会開催日から1か月以内に答申書をまとめ、理事長に提出する。
- 3 理事会は、審査委員会の答申に基づき当該申し立てについて審議し、対応を決する。

(細則の改正)

第 10 条 本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正ならびに医療及び臨床研究に関わる諸条件の変化等に適合させる必要がある場合、COI委員会の答申に基づき理事会の議を経て改正することができる。

附 則

- 1 本細則は平成 26 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 本細則施行のとき、既に本学会役員等に就任している者は、本細則を準用して速やかに所要の COI に関わる自己申告を行うものとする。
- 3 本細則は平成 26 年 11月16日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 本細則は平成 27 年 12月 6日に一部改正し、同日から施行する。
- 5 本細則は平成 30 年 12月16日に一部改正し、同日から施行する。
- 6 本細則は令和 3 年 2月 14日に一部改正し、同日から施行する。
- 7 本細則は令和 6 年 6月 1日に一部改正し、同日から施行する。